

情 個 審 第 3 5 号

令和7年1月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年3月18日付け人諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の地番における建築基準法違反に関する地方公務員法違反に係る文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第221号）

（情報公開答申第185号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和5年6月8日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求1」という。）をした。

「ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている。建築基準法及び建築士法違反その他の法令違反に関する一切の件 地方公務員法違反も含む）」

また、同日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。

「ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている。建築基準法違反及び宅建業法違反）その他法令違反に関する一切の件 追記地方公務員法違反も含む」

2 実施機関の決定及び通知

実施機関は、本件開示請求1及び本件開示請求2に係る行政文書（以下、本件開示請求1に係る行政文書を「本件行政文書1」といい、本件開示請求2に係る行政文書を「本件行政文書2」という。）について、次のとおり特定を行った。

(1) 本件行政文書1について

「ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている建築基準法及び建築士法違反）その他法令違反に関する一切の件。地方公務員法違反も含む。

のうち、地方公務員法違反に係る部分」

(2) 本件行政文書2について

「ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている建築基準法違反及び宅建業法違反）その他法令違反に関する一切の件。追記地方公務員法違反も含む」

〇〇、一〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている建築基準法及び宅建業法違反）その他法令違反に関する一切の件。追記地方公務員法違反も含む。

のうち、地方公務員法違反に係る部分

その上で、実施機関は、条例第10条の規定に基づき、本件行政文書1及び本件行政文書2の存否を明らかにしないで不開示決定（以下、本件開示請求1に係る処分を「本件処分1」といい、本件開示請求2に係る処分を「本件処分2」という。）を行い、令和5年6月23日付け人指令第2号及び同第3号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分1及び本件処分2の理由として、本件行政文書1及び本件行政文書2の存否を答えること自体が、特定の個人に係る建築基準法違反の有無を開示することとなり、条例第7条第1号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、同号の規定により不開示となる文書である旨を示した。

3 審査請求

令和5年8月2日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下、本件処分1に係る審査請求を「本件審査請求1」といい、本件処分2に係る審査請求を「本件審査請求2」という。）を行った。

4 審理の併合

令和5年10月31日、実施機関は、行政不服審査法第39条の規定に基づき、本件審査請求1及び本件審査請求2に係る審理手続を併合し、同日付け人第691号により、審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示するよう求める。

(1) ひたちなか市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇、同番〇〇は、平成〇年〇月〇日に確認申請が出ている。

完了検査報告書は、平成〇年〇月〇日に出ている。

(2) ひたちなか市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇、同番〇〇は、平成〇年〇月〇日に確認申請が出ている。

完了検査報告書は、平成〇年〇月〇日に出ている。

(3) 上記土地に建築基準法の第42条第2項道路が接している地図がある。

(4) 上記土地の確認申請に、北側の建築基準法第42条第2項道路の表記がない。

上記2件とも、建築基準法第42条第2項に接道しているにもかかわらず、建築確認申請時において記載がないこと及び完了検査が行われていることを知り、茨城県庁建築指導課の職員に相談した。

茨城県庁職員に関する法令等には、地方公務員法第30条、第31条、第33条、第35条及び第37条、刑事訴訟法第239条、建築基準法第7条、第9条、第42条、第43条、第43条の2、第44条、第98条、第99条、第101条、第106条及び第107条等があるが、それらの法令等を理解すれば、茨城県庁の建築指導課職員が守るべき事項及び義務が記載されている。

現況を確認すれば、建築基準法を理解している茨城県庁の建築指導課の職員であれば、現況において建築基準法第42条第2項道路に接しており、セットバックが必要であることを理解できる。にもかかわらず数年間の経過でもセットバックしていないことを理解できないといけない。

しかし、建築確認後約5年が経過しても違法行為が改善されていない。このことは、建築基準法第42条第2項道路は、隣接する方々がセットバックを行うことにより道路幅員が4メートルとなり緊急自動車が通行しやすくなることにより、人命の救助を目的としている。

2 審査請求の理由

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 審査請求書における主張

法令順守の地方公務員が全ての法令を守らずに、現況を確認すれば建築基準法違反が確認できるのに、個人情報における非開示はおかしい。

個人情報は、通常で確認できない内容を知ることであり、通常で確認できることを非開示は個人情報保護法の非開示に該当しない。

地方公務員法は、茨城県職員の基本法令であり、職務遂行上守るべき法令である。宣誓書もしかりである。理解できない者が地方公務員にいるとすれば、職員の採用基準に問題がある。

それよりも、刑事訴訟法第239条第2項に官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないとある。建築指導課に籍を置き建築基準法を理解できない者が、建築指導課にいるはずはなく、また、法令を理解できない者が、地方公務員であっていいはずがない。

このようなことが許されるのであれば、茨城県庁は地方自治を行ってはいけないし、地方公務員であってはいけない。もし、このような者が

地方公務員であれば、それは、上司である者が公務員の上司であってはいけないことを意味する。

イ 反論書における主張

(ア) 本案件は、外部からでも確認できるのであり、個人情報問題を問題としていない。もし、個人情報に該当するといふのであれば、個人情報部分を黒塗りにすればよいことであり、問題とならない。

(イ) 公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れのあるものは、原則として不開示とあるが、法令（条例、規則等を含む。第17条において同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、除くとあり開示するものとなる。

土地地番より、不動産登記法第119条により、誰でも情報を取得できるとなっており、弁明者も理解している。

弁明書は、開示するものであるにもかかわらず、不開示としており不当である。そのあとに続く、内容も条例第7条第1号アに該当しており、開示しないことに対する説明は、失当であるといわざるを得ない。

(ウ) 次に条例第7条第1号イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要だと認められる情報は開示することとされている。

建築基準法上道路の幅が決められているのは、消防車や救急車などの緊急車両が走行することや、災害が起きた時の避難経路として支障がないようにするためとなっており、本件の道路が建築基準法上の道路で道路幅員が決まっていないことは、近隣における住民が、病気、怪我等により救急自動車の必要性及び火事により消防自動車と救急車等が必要となった場合を考えれば当然に開示義務がある事を理解すべきであり、判例に関しては、条例第7条第1号イに該当しており、不開示は不当である。

(エ) 条例第7条第1号ウに関しては、不明であり不問とする。

(2) 条例第10条の該当性について（反論書）

本案件は、条例第7条第1号ア及びイに該当しており、情報公開すべきことである。

法令の解釈を不当に行う行為は、不当である。また、地方公務員法の服務に違反する。

3 結論

行政機関のあり方に疑問を生じざるを得ない。法令を守ることが義務となっているが、法令を守ることができない職員がいることの疑問と、そもそ

も、茨城県庁職員が地方公務員の法令義務である服務規程を理解していないことを、茨城県知事は、理解できていないのではないだろうか。

地方公務員は、法令義務を理解していることを前提として、権利で身分保障の権利、財産上の権利を保証されている。

しかし、茨城県庁職員は義務を放棄して権利を主張している。このことは、茨城県民に対する裏切り行為であるといわざるを得ない。このような職員を採用した責任は、茨城県知事にある。

地方公務員法の義務違反に対する罰則が、地方公務員法にはない。このことが、地方公務員のレベル低下をもたらしている。

しかし、公務員の法令反を処罰することができるのは、知事でしかない。知事は、県民より選挙で選ばれた方であり、法令を遵守すべきであり、厳しく職員を管理監督すべきである。今後の業務における問題が起こらないようにする義務がある。

以上により、本件処分は不当であり情報公開すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件処分には違法又は不当な点はないと考える。

2 本件処分の理由

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを、同号ただし書ア、イ及びウにおいて、例外的に開示すべきものとしている。

本件請求には特定の土地の地番が記載されている。地番は、それ単体では、特定の個人を識別することはできないものの、誰でも取得可能な不動産登記情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能である。そのため、個人が所有する土地の地番については、同号前段の個人に関する情報に該当する。

また、本件請求は、特定の個人所有の地番が明記された上で、かつ、その土地の所有者が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることを前提とした請求である。そのため、本件請求に対して、本件行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知すると、特定の個人の建築基準法違反の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。このような情報は、個人にとって通常他人に知られたくないと望む不名誉な情報であって、公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、同号後段にも該当する。

イ 続いて、条例第7条第1号ただし書の該当性についてであるが、同号ただし書アでは、法令（条例、規則等を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を開示することとされている。

建築基準法上の違反建築物に対する取り扱いについては、一般的に、法令等の規定又は同法に基づく許可に付した条件に違反した建築物（以下「違反建築物」という。）に関する通報があった場合には、特定行政庁で現場を調査し、当該建築物に違反事実が認められるときには、その所有者等から事情を聴取して是正指導を行っている。

また、違反建築物が工事施工中であるときで、直ちに工事を停止される必要がある場合には、行政処分となる工事施工停止の措置命令（同法第9条第10項）を行うことができるほか、違反事実が重大である場合又は使用禁止（同条第7項）若しくは工事施工停止（同条第10項）の命令に従わない場合には、除却等の措置命令（同条第1項）を行うことができる。措置命令に当たっては、命令を受けた者の氏名、住所等を記載した標識を現場に設置するとともに、その他国土交通省令で定める方法により、公告を行っている（同条第13項）。

一方、違反建築物の是正指導は、原則的にその所有者等が自らの意思で是正することを促すものであることから、指導を受けた者の氏名、住所等を公にはしていない。

本件請求に係る同法違反については、特定行政庁であるひたちなか市が判断する事項ではあるものの、一般的に、違反建築物に対して指導を受けた者の氏名等を公表しない取り扱いがある以上、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

ウ 次に、条例第7条第1号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することとされている。

個人情報として保護されるべき情報であっても、なおこれに優越する公益が認められる場合に開示を認める規定であり、過去の判例において、同号ただし書きに基づいて開示を行う場合とは、人の生命、健康等に極めて重大な被害が生じた（生じる可能性がある）場合や、あるいは広範囲に被害が生じた（生じる可能性がある）場合など、事態の解決を図るための公益的必要性が、特定の個人の権利利益を上回ることが明らかである場合と考えるのが相当であると解されているところである。

本件存否情報を開示した場合に公になる情報は、特定の個人の法違反である。当該情報は、通常他人に知られたいと望む不名誉な情報であり、当該個人の権利利益を著しく害するおそれがある一方、現況において、今にも建築物が崩壊し得るといった差し迫った危険性が認められるわけではない。

したがって、事態の解決を図るための公益的必要性が、特定の個人の権利利益を上回ることが明らかであるとはいえず、同号ただし書きには該当しない。

なお、判例においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）5条1号では、個人の人格的な権利利益を保護するため、規定の情報を不開示とし、ただ、これらの利益に優越する公益が存在する場合にこれを不開示とする合理的な理由はないことから、情報公開法5条1号ただし書きロ（注：条例第7条第1号ただし書きイに相当）において、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であると認められる情報について開示するものとしている。情報公開法5条1号ただし書きロにおいて、その構造上、本文に該当する情報は原則として不開示と扱い、例外的にただし書きに該当する情報を開示すべきこととしている。このような情報公開法5条1号ただし書きロの制度趣旨、文理に鑑みれば、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の範囲は限局的に解すべきであり、情報公開法5条1号が保護する各利益を犠牲にしてまで当該文書を開示しなければならない差し迫った危険、人の生命等を保護するために公にする具体的現実的な必要性が認められた場合にのみ例外的に開示すべきである。」（大阪高等裁判所平成24年11月29日判決）とされている。

エ さらに、当該特定の個人が、条例第7条第1号ただし書きウに規定する公務員等である事実は認められない上、仮にこのような事実があったとしても、本件存否情報が公務員としての職務の遂行に係る情報には当たらないことから、同号ただし書きウにも該当しない。

オ よって、本件存否情報は、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書

アないしウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

(2) 条例第10条の該当性について

条例第10条においては、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

本件行政文書については、その存否を明らかにするだけで、特定の個人の法律違反の有無が明らかとなり、条例第7条第1号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する開示請求については、上述のとおり、前段となる特定の個人に関する情報が不開示かつ存否応答拒否となることから、当然、本件請求に当たっては不開示かつ存否応答拒否の取り扱いとなるものである。

3 結論

以上により、本件処分には違法又は不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書1及び本件行政文書2は、仮に存在するとすれば、次の文書であると認められる。

(1) 本件行政文書1について

ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている建築基準法及び建築士法違反）その他法令違反に関する一切の件。地方公務員法違反も含む。

のうち、地方公務員法違反に係る部分

(2) 本件行政文書2について

ひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇とひたちなか市〇〇〇〇〇-〇〇、-〇〇の土地における建築基準法違反（北東側の2項道路を見落としている建築基準法及び宅建業法違反）その他法令違反に関する一切の件。追記地方公務員法違反も含む。

のうち、地方公務員法違反に係る部分

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ そこで、以下においては、まず、仮に本件行政文書1及び本件行政文書2が存在しているとすれば、本件行政文書1及び本件行政文書2に記載されている情報は、条例第7条第1号本文の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるか否かについて検討することとする。

(ア) 本件行政文書1について

本件開示請求1に係る行政文書開示請求書には、特定の地番が記載されていることから、本件行政文書1が存在しているとすれば、本件行政文書1に記載されている情報は、特定の地番の土地における建築基準法及び建築士法（昭和25年法律第202号）違反の事実の有無が明らかになる情報であると認められる。

ところで、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条ないし第121条においては、何人も登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した登記事項証明書、地図等の写し等の交付を請求することができることとされている。

この点について、東京高等裁判所平成20年3月18日判決においては、「不動産登記法119条ないし121条等によると、何人も、不動産登記記録の登記事項証明書及び地図等の写しの交付を受けることができるのであり、これにより、旧住所である土地の地番、同土地上の建物の所在の有無、土地及び建物の所有者等を知ることができるから、この情報と本件情報とを照合することにより、土地上の建物の所有者を識別することが可能であるといえる。」と判示されている。

したがって、上記の判例を踏まえて判断するに、本件開示請求1に係る行政文書開示請求書に記載されている特定の地番は、登記事項証明書により得られる情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるから、仮に本件行

政文書1が存在しているとするれば、本件行政文書1には、特定の個人の建築基準法及び建築士法違反の事実の有無が明らかになる情報（以下「本件存否情報1」という。）が記載されているものと認められる。

よって、本件存否情報1は、条例第7条第1号本文の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるものに該当するものと認められる。

(イ) 本件行政文書2について

本件開示請求2に係る行政文書開示請求書には、特定の地番が記載されていることから、本件行政文書2が存在しているとするれば、本件行政文書2に記載されている情報は、特定の地番の土地における建築基準法及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）違反の事実の有無が明らかになる情報であると認められる。

そして、不動産登記法第119条ないし第121条において、何人も登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した登記事項証明書、地図等の写し等の交付を請求することができることとされていること、また、この点についての東京高等裁判所平成20年3月18日判決の内容は、上記（ア）で述べたとおりである。

したがって、上記の判例を踏まえて判断するに、本件開示請求2に係る行政文書開示請求書に記載されている特定の地番は、登記事項証明書により得られる情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであると認められるから、仮に本件行政文書2が存在しているとするれば、本件行政文書2には、特定の個人の建築基準法及び宅地建物取引業法違反の事実の有無が明らかになる情報（以下「本件存否情報2」という。）が記載されているものと認められる。

よって、本件存否情報2は、条例第7条第1号本文の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるものに該当するものと認められる。

ウ 次に、本件存否情報1及び本件存否情報2が、条例第7条第1号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

(ア) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、上記第3の2（1）イ（イ）のとおり主張しているところ、本件存否情報1及び本件存否情報2について、法令の規定に

より又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると判断すべき事情は認められない。

したがって、本件存否情報1及び本件存否情報2は、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、上記第3の2(1)イ(ウ)のとおり主張しているところ、大阪高等裁判所平成24年11月19日判決においては、「情報公開法5条1号ただし書ロ、2号ただし書に規定する情報は、その公開により個人が特定され、又は法人等の正当な利益を害するおそれがあることを前提として、それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を個人や法人等に受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが、ただし書という条文の構造からみても相当である。」と判示されている。

上記の判例を踏まえて判断するに、本件存否情報1及び本件存否情報2については、人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあり、それらの保護に資することが相当程度具体的に認められるとまで判断すべき事情は認められない。

したがって、本件存否情報1及び本件存否情報2は、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

本件存否情報1及び本件存否情報2については、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ウにも該当しない。

エ 上記アないしウのとおりであるから、本件存否情報1及び本件存否情報2は、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することが

できるとされている。

これを本件についてみるに、上記（１）のとおり、本件存否情報１及び本件存否情報２は、条例第７条第１号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件行政文書１及び本件行政文書２が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報１及び本件存否情報２を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が、条例第１０条の規定により本件行政文書１及び本件行政文書２の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められる。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

４ 結論

以上により、「第１ 審査会の結論」のように判断する。

第６ 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和６年	３月	１８日	諮問	受理
令和６年	１２月	１９日	審査	（令和６年度第 ９回審査会第一部会）
令和７年	１月	２０日	審査	（令和６年度第 １０回審査会第一部会）